

地震・火山噴火予知研究協議会内規（予算委員会）

平成21年4月18日制定

平成26年5月15日改正

平成28年4月28日改正

平成29年4月20日改定

（※地震研教授会で承認後確定）令和 6年4月25日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第12条第3項の規定に基づき、協議会予算委員会（以下「予算委員会」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 予算委員会は、大学等の地震・火山噴火研究の予算の原案を協議会に提案し、科学技術・学術審議会（測地学分科会）による建議等（以下「建議等」という。）に基づく地震・火山噴火研究計画を推進することを目的とする。

（任務）

第3条 予算委員会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 建議等に基づく地震・火山噴火研究の研究予算案を策定し、協議会に提案する。
- (2) その他、協議会から諮問を受けた地震・火山噴火研究の研究予算に関する案件について協議し、協議会に答申する。

（組織）

第4条 予算委員会は、以下の委員から構成する。委員長及び委員は協議会が決定する。

- (1) 予算委員長
- (2) 協議会規則第8条に定める協議会企画部の部長、副部長、及び戦略室長
- (3) 協議会規則第9条に定める協議会計画推進部会の部会長または部会長が指名する大学等の研究者、及び協議会総合研究グループのグループ長またはグループ長が指名する大学等の研究者
- (4) 協議会規則の別表1及び別表2に掲げられた機関から推薦を受けた者

（会議）

第5条 予算委員会は必要に応じ委員長が招集する。

2 予算委員会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第6条 予算委員会の事務は、~~地震研究所地震火山噴火予知研究推進センター~~東京大学地震研究所附属地震火山研究連携センターにて処理する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月20日から施行する。

附則

この内規は、令和6年4月25日から施行する。(※地震研教授会で承認後確定)